

◆食品等放射能検査の結果について◆

平成 24 年 4 月

放射能検査の結果については、平成 24 年 4 月 1 日からの食品中の放射性物質に関する新しい基準値と比較することにより、現在の状況が確認できます。

【検査内容について】

この検査は、新しい基準値に対応した検査内容となっており、放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137）を対象として、測定を行っています。

暫定規制値にあった放射性ヨウ素は、半減期が短く現在は検出が認められていないことから、新しい基準値は設定されておらず、検査対象としていません。

【 Bq（ベクレル） とは】

検査結果票に記載されているBq(ベクレル)とは、放射能(放射線を出す能力)の量を表す単位で、「Bq/kg」とは食品 1 kgに含まれる放射能の量です。

【平成 24 年 4 月 1 日からの食品中の放射性物質の基準値について】

平成 24 年 3 月までの暫定規制値においても、健康への影響はないとされていましたが、より一層食品の安全と安心を守るため、今までの暫定規制値から下記の新基準値に引き下げられることとなりました。

○食品中の放射性物質の基準値（単位：Bq/kg）

放射性物質の種類	食品群	基準値	備考
放射性セシウム (セシウム 134 及びセシウム 137)	飲料水（飲用 茶を含む）	1 0	※飲料水とはミネラルウォーター類及び原料 に茶を含む清涼飲料水など。 ※基準値の数値はセシウム 134 とセシウム 137 の合計値で、放射性ストロンチウム、プ ルトニウム等を含めた値。
	牛乳	5 0	
	乳児用食品	5 0	
	一般食品	1 0 0	

この基準値は、汚染された食品を食べ続けたものと仮定した場合に、食品全体で、放射性セシウムから受ける影響が年間 1 mSv(ミリシーベルト：放射能が人体に与える影響の大きさを表す単位) を超えないよう定めたものです。

【人体への影響を考えるには①】

100Bqの放射能を有する食品でも、放射性物質の種類によって放出される放射線の種類や強さが異なり、放射性物質の種類が違えば、人体に与える影響の大きさ(Sv) は異なります。

そのため、人体に与える影響の大きさを考える場合は、放射性物質ごとにBqからSvへ計算しなおす必要があります。

【人体への影響を考えるには②】

次の計算方法によりBqをmSvに換算することにより推定できます。

BqからSvへの計算方法

【セシウム134】 $mSv = Bq/kg$ の数値×その食品の年間摂取量(kg) ×0.000019※

【セシウム137】 $mSv = Bq/kg$ の数値×その食品の年間摂取量(kg) ×0.000013※

※国際放射線防護委員会(ICRP)により示されているBqをmSvに換算する際の係数

○基準値と同じ値の放射性セシウムが検出された一般食品(100Bq/kg)、飲料水(10Bq/kg)を1年間摂取した場合の試算例

(半減期を考慮しセシウム134とセシウム137は0.41:0.59の割合で含まれていると仮定)

【セシウム134】 一般食品 約0.3696mSv=41Bq/kg×(1日の摂取量約1.3 kg×365日)×0.000019
飲料水 約0.0427mSv=4.1Bq/kg×(1日の摂取量約1.5 kg×365日)×0.000019

【セシウム137】 一般食品 約0.3639mSv=59Bq/kg×(1日の摂取量約1.3 kg×365日)×0.000013
飲料水 約0.0420mSv=5.9Bq/kg×(1日の摂取量約1.5 kg×365日)×0.000013

合計は「0.8182mSv」となります。(摂取量は農林水産省平成22年度食料自給量より)

なお、放射性物質は原発事故前から自然界にも存在(カリウム40など)し、食品からは約0.4mSv、その他の地面や宇宙、ラドン等大気からのものを含めた自然界全体からの被ばく量は、日本平均年間約1.5mSvとされています。(放射線医学総合研究所資料より)

○会津若松市産の食品等を1年間摂取した場合の内部被ばく量(試算例)

平成23年11月までの検査結果(放射性物質が検出されなかった食品は測定時の検出下限値)を用いて試算した結果では「年間0.1301mSv※」でした。

※試算の詳細は市HP「放射線と農産物の安全性」に記載されています。

【人体への影響を考えるには③】

ICRP等の研究によれば、1年間に100mSv以上被ばく(内部・外部被ばく合算)すると、がんの死亡率が1.05倍程度上昇すると言われていています。それ以下の値でも、まったく無害とは言い切れません。

ただし、100mSv以下の被ばくでは、統計上、通常生活におけるがん発生のリスクに比した場合の明確な差は表れていないものとされています。

(参考：他の要因による発がんリスク 運動不足1.15~1.19倍 喫煙1.6倍など)

【食品等の放射能検査等に関する各種お問い合わせ窓口】

・福島県内で流通している食品等の放射能検査状況について

農林水産物関係：県環境保全農業課 024-521-7453・農産物流通課 024-521-7371

加工品関係：県食品生活衛生課 024-521-7243

・放射線からの影響全般に関する相談窓口

ワンストップ相談窓口(原子力安全・保安院) 0120-988-359

受付時間：8:00~22:00(土日・祝日を含む)

【お問い合わせ先：会津若松市健康増進課 39-1245】

放射能検査を予約する場合(予約専用電話直通) 39-1299